

熊原第21-015号
令和3年5月17日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画について
の認可申請書の一部補正について

令和2年8月27日付け熊原第20-022号をもって申請し、令和2年10月29日付け熊原第20-026号、令和3年1月25日付け熊原第20-032号、令和3年3月11日付け熊原第21-007号、令和3年4月6日付け熊原第21-008号、令和3年4月20日付け熊原第21-012号、令和3年5月6日付け熊原第21-014号をもって一部補正しました核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請書を、別紙のとおり一部補正します。

別紙

1. 補正の内容

補正内容を別紙表1に示す。また、補正に係る内容を雲マークで示す。

別紙表1 補正の内容

補正箇所 (ページ ^{注1})	補正前	補正後	理由 ^{注2}
別表ハ-2-1-8 (50)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
別表ハ-2-1-9 (52)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(1)
第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (366~368)	別添3-1に示す。	別添3-2に示す。	(2)
第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法 (640)	別添4-1に示す。	別添4-2に示す。	(2)
添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 (1099~1100)	別添5-1に示す。	別添5-2に示す。	(1)

注1 令和3年5月6日付け熊原第21-014号の該当ページを示す。

注2 次項「2. 補正の理由」の番号との対応を示す。

2. 補正の理由

- (1) 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する設計において、扉の仕様を明確にするため、記載を適正化する。
- (2) 外部からの衝撃による損傷の防止（落雷）、火災等による損傷の防止及び核燃料物質等による汚染の防止に関する検査の方法を明確にするため、記載を適正化する。

別表ハ-2-1-8 (3/3) 第2加工棟の改造の仕様(堰、グレーチング及び扉の改造)

改造項目	位置	仕様(単位:mm)	員数	対応図	
堰の改造	溢水対策27 溢水対策28 (3階)		2	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46 (工事概要図、溢水対策)	
グレーチングの改造	溢水対策2 通路(1階)		2	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-24 (工事概要図、溢水対策)	
	溢水対策5 第2廃棄物処理室入口(1階)		4	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-27 図ハ-2-1-3-28 (工事概要図、溢水対策)	
扉の改造	溢水対策6 第2-2ペレット室 扉1-4(1階)			12	図ハ-2-1-1-46
	溢水対策7 第2-1ペレット室 扉1-11(1階)				図ハ-2-1-1-48
	溢水対策14 第2-2燃料棒加工室 扉2-3(2階)				図ハ-2-1-1-49
	溢水対策15 第2-1燃料棒加工室 扉2-4(2階)				図ハ-2-1-1-53
	溢水対策16 第2放射線管理室 扉3-6(3階)				図ハ-2-1-3-29
	溢水対策19 第2分析室 扉3-j(3階)				図ハ-2-1-3-35
	溢水対策20 第2開発室 扉3-5(3階)				図ハ-2-1-3-36
	溢水対策23 第2粉末受入室 扉1-7(1階)				図ハ-2-1-3-37
	溢水対策24 第2粉末受入室 扉1-8(1階)				図ハ-2-1-3-41
	溢水対策25 第2粉末受入室 扉1-9(1階)	図ハ-2-1-3-42			
	溢水対策29 第2フィルタ室 扉3-3、扉3-4(3階)	図ハ-2-1-3-45 図ハ-2-1-3-47 (工事概要図、溢水対策)			





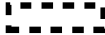





※耐火シーリング材は、耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材を使用する。

別表ハ-2-1-8 (3/3) 第2加工棟の改造の仕様(堰、グレーチング及び扉の改造)

改造項目	位置	仕様(単位:mm)	員数	対応図	
堰の改造	溢水対策27 溢水対策28 (3階)		2	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46 (工事概要図、溢水対策)	
グレーチングの改造	溢水対策2 通路(1階)		2	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-24 (工事概要図、溢水対策)	
	溢水対策5 第2廃棄物処理室入口(1階)		4	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-27 図ハ-2-1-3-28 (工事概要図、溢水対策)	
扉の改造	溢水対策6 第2-2ペレット室扉1-4(1階)			12	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-1-53 図ハ-2-1-3-29 図ハ-2-1-3-35 図ハ-2-1-3-36 図ハ-2-1-3-37 図ハ-2-1-3-41 図ハ-2-1-3-42 図ハ-2-1-3-45 図ハ-2-1-3-47 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策7 第2-1ペレット室扉1-11(1階)				
	溢水対策14 第2-2燃料棒加工室扉2-3(2階)				
	溢水対策15 第2-1燃料棒加工室扉2-4(2階)				
	溢水対策16 第2放射線管理室扉3-6(3階)				
	溢水対策19 第2分析室扉3-j(3階)				
	溢水対策20 第2開発室扉3-5(3階)				
	溢水対策23 第2粉末受入室扉1-7(1階)				
	溢水対策24 第2粉末受入室扉1-8(1階)				
	溢水対策25 第2粉末受入室扉1-9(1階)				
	溢水対策29 第2フィルタ室扉3-3、扉3-4(3階)				

※耐火シーリング材は、耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材を使用する。

別表ハ-2-1-9 (2/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧

<p>主要な構造材等 (既設材料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策 15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ:  ⑪扉・防火板 <ul style="list-style-type: none"> ・扉・防火板共通 材料: 鋼 ・防火区画 仕様: 特定防火設備 ・溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT 仕様) ⑫地下貯槽ピット 防水層: 鉄筋コンクリート 鉄板  (C-D 通り間貯槽ピットのみ) 材質:  ⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋:  コンクリート: Fc =  鋼板  等辺山形鋼  六角穴付きボルト  止水パッキン 材質: クロロプレンゴム (難燃性) ⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線 ⑮階段 鉄筋:  コンクリート:  ⑯第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止) ・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について (通知) (昭和 54 年消防予第 184 号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数 26 以上の合成樹脂塗料 ・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364)
<p>主要な構造材の寸法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16 及び 図ハ-2-1-2-17 ②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18 ~ 図ハ-2-1-2-23 ③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24 及び 図ハ-2-1-2-25 ④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20 及び 図ハ-2-1-2-25 ⑤床: 図ハ-2-1-2-26 及び 図ハ-2-1-2-27 ⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28 ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26 ⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25 ⑩堰: 図ハ-2-1-3-48 ⑪扉: 図ハ-2-1-4-1 ~ 図ハ-2-1-4-8 ⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48 ~ 図ハ-2-1-3-51 ⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24 ⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15 ~ 図ハ-2-1-1-17 ⑮階段: 図ハ-I-15

別表ハ-2-1-9 (2/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧

<p>主要な構造材等 (既設材料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ: [] ⑪扉・防火板 <ul style="list-style-type: none"> ・扉・防火板共通 材料: 鋼 ・防火区画 仕様: 特定防火設備 ・溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT仕様) 水密性: [] に定める [] 以上 ⑫地下貯槽ピット 防水層: 鉄筋コンクリート 鉄板 [] (C-D 通り間貯槽ピットのみ) 材質: [] ⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋: [] コンクリート: Fc = [] 鋼板 [] 等辺山形鋼 [] 六角穴付きボルト [] 止水パッキン 材質: クロロプレンゴム (難燃性) ⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線 ⑮階段 鉄筋: [] コンクリート: [] ⑯第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について (通知) (昭和 54 年消防予第 184 号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数 26 以上の合成樹脂塗料 ・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364)
<p>主要な構造材の寸法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16 及び 図ハ-2-1-2-17 ②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18 ~ 図ハ-2-1-2-23 ③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24 及び 図ハ-2-1-2-25 ④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20 及び 図ハ-2-1-2-25 ⑤床: 図ハ-2-1-2-26 及び 図ハ-2-1-2-27 ⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28 ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26 ⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25 ⑩堰: 図ハ-2-1-3-48 ⑪扉: 図ハ-2-1-4-1 ~ 図ハ-2-1-4-8 ⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48 ~ 図ハ-2-1-3-51 ⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24 ⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15 ~ 図ハ-2-1-1-17 ⑮階段: 図ハ-I-1-5

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
はり	鉄骨 4階9～12 通りはり (3階屋根面はり)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
			鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
		配置	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ハ-2-1-2-6、図ハ-2-1-2-11、図ハ-2-1-2-14、図ハ-2-1-2-15のとおりであること。	
	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
				鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		鉄筋	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
コンクリート			材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が \geq $\square\square$ N/mm ² 以上であること。
寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ハ-2-1-2-20～図ハ-2-1-2-25のとおりであること。			
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が \geq $\square\square$ N/mm ² 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が \geq $\square\square\square$ 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-28のとおりであること。	
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ハ-II-1～図ハ-II-5のとおりであること。	
			臨界隔離壁の厚さを測定器又は関係書類等により確認する。	臨界隔離壁の厚さが30.5 cm以上であること。	
			壁（大型搬入口扉含む。）の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁（大型搬入口扉含む。）の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する壁等の設計確認値以上であること。	
	配置	臨界安全管理上の領域が臨界隔離壁により隔離されていることを目視又は関係書類等により確認する。	臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。		
	せっこうボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せっこうボード）であること。	
	火災区画	配置	火災区域及び火災区画が適切に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-5-8のとおりであること。	
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が \geq $\square\square\square$ 以上であること。	
		寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する床の設計確認値以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 以上であること。
		寸法	屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-2-1-5-1 に示す遮蔽能力を有する天井の設計確認値以上であること。
開口部	扉共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。
		配置	扉/防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5 のとおりであること。
		員数	扉/防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8 のとおりであること。
	防火戸	材料	防火戸の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条（関連告示を含む）に定めるとおり、 ≥ 4 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は ≥ 4 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。 随時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。 感知器に模擬信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火板が ≥ 4 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT 仕様）であることを目視又は関係書類等により確認する。	エアタイト扉（PAT 仕様）であること。
	大型搬入口扉	外観	大型搬入口扉（扉 1-6 及び 1-10）の外観を、目視又は関係書類等により確認する。	パッキンが固定されていること。 ≥ 10 のボルト 1 2 本で第 2 加工棟に固定されていること。
梯子	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
避雷針	避雷針	外観	外観を目視又は関係書類等により確認する。	使用上有害な傷及び変形がないこと。
		据付	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992 に示すとおりであることを関係書類等により確認する。	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992 に示すとおり、単独接地抵抗 50 Ω 以下、総合接地抵抗 10 Ω 以下であること。
階間貫通部（溢水）	配管	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シーリング材、その他の不燃材料により閉止されていること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-4 7～図ハ-2-1-1-5 0 のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
火災区域 貫通部	電気・計装ケーブル	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽 ピット	鉄筋コンクリート壁・ 床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
	寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔、階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が0.05 m ² 以上、地下貯槽ピット蓋開口部が0.08 m ² 以上、地下貯槽ピット貫通孔が0.01 m ² 以上、階段開口部が4.0 m ² 以上の流路断面積であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
はり	鉄骨 4階9～12 通りはり (3階屋根面はり)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
			鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
		配置	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ハ-2-1-2-6、図ハ-2-1-2-11、図ハ-2-1-2-14、図ハ-2-1-2-15のとおりであること。	
	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
				鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		鉄筋	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
			コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。
	寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ハ-2-1-2-20～図ハ-2-1-2-25のとおりであること。		
壁	鉄筋コンクリート壁	外観	第1種管理区域の室内壁（床面からの高さ2 mまで）の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ハ-2-1-9に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。	
		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
		材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-28のとおりであること。	
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ハ-Ⅱ-1～図ハ-Ⅱ-5のとおりであること。	
			臨界隔離壁の厚さを測定器又は関係書類等により確認する。	臨界隔離壁の厚さが30.5 cm以上であること。	
		配置	壁（大型搬入口扉含む。）の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁（大型搬入口扉含む。）の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する壁等の設計確認値以上であること。	
		配置	臨界安全管理上の領域が臨界隔離壁により隔離されていることを目視又は関係書類等により確認する。	臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。	
	せっこうボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せっこうボード）であること。	
	火災区画	配置	火災区域及び火災区画が適切に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-5-8のとおりであること。	
床	鉄筋コンクリート	外観	第1種管理区域の床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ハ-2-1-9に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。	
		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。	
		寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する床の設計確認値以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 以上であること。
		寸法	屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する天井の設計確認値以上であること。
開口部	扉共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。
		配置	扉/防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。
		員数	扉/防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。
	防火戸	材料	防火戸の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条（関連告示を含む）に定めるとおり、 ≥ 4 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は ≥ 6 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。 随時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。 感知器に模擬信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火板が ≥ 4 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT仕様）であることを目視又は関係書類等により確認する。	エアタイト扉（PAT仕様）であること。
		材質	扉の材質を目視又は関係書類等により確認する。	図ハ-2-1-3-48のとおり鋼製扉であること。
大型搬入口扉	外観	大型搬入口扉（扉1-6及び1-10）の外観を、目視又は関係書類等により確認する。	ハッキンが固定されていること。 ≥ 10 のボルト12本で第2加工棟に固定されていること。	
梯子	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
避雷針	避雷針	外観	突針、むね上導体の外観を目視又は関係書類等により確認する。	使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	突針、むね上導体の配置を目視又は関係書類等により確認する。	配置が、図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17のとおりであること。
		員数	突針、むね上導体の員数を目視又は関係書類等により確認する。	員数が、図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17のとおり1式であること。
		据付	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおりであることを関係書類等により確認する。	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗50Ω以下、総合接地抵抗10Ω以下であること。
階間貫通部（溢水）	配管	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シーリング材、その他の不燃材料により閉止されていること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-47～図ハ-2-1-1-50のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
ケーブル	ケーブル ⁽³⁾	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1）において600Vを超える電圧で使用するケーブルの種類を目視又は関係書類等により確認する。	JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルであること。
			ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用する上記以外のケーブルの種類又は敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	難燃性ケーブルであること、又は金属箱等に収容されていること。
	ケーブルラック、電線管	材料	ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画（2P-1と2P-7（I））において使用するケーブルラック、電線管の材料を目視又は関係書類等により確認する。	ケーブルラックは金属製であること。 電線管は金属製又は難燃性プラスチック製であること。
火災区域貫通部	電気・計装ケーブル	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す火災区域境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。
		寸法	配管溝貫通孔、地下貯槽ピット蓋開口部、地下貯槽ピット貫通孔、階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	配管溝貫通孔が0.05 m ² 以上、地下貯槽ピット蓋開口部が0.08 m ² 以上、地下貯槽ピット貫通孔が0.01 m ² 以上、階段開口部が4.0 m ² 以上の流路断面積であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 次回以降申請予定の連続焼結炉のケーブルは含まない。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾ ⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-2個別工事フロー参照)	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		処理能力	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が■以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ③屋根防水工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	施工後のアスファルト防水層の外観を目視又は関係書類等により確認する。	施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ④建具工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	扉及び可動ガラのり外観を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラリに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉の強度部材及び可動ガラのり材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の強度部材及び可動ガラのり材質、形状が別表ト-4-1-1のとおりであること。
		寸法	扉及び可動ガラのりの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラのりの形状及び寸法が図ト-4-1-9～図ト-4-1-11のとおりであること。
	検査4-2	外観	設置後の扉及び可動ガラのり外観を目視又は関係書類等により確認する。	設置後の扉及び可動ガラのり外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉及び可動ガラのりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラのりの配置が図ト-4-1-9のとおりであること。
員数	扉及び可動ガラのりの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1、可動ガラのりの員数が2であること。		
a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー参照)	検査5	外観	第5廃棄物貯蔵棟の外観を目視又は関係書類等により確認する。	第5廃棄物貯蔵棟の外観が図ト-4-1-4のとおりであること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。
d. 第2廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-d-1個別工事フロー参照)	検査6-1	外観	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていることを目視又は関係書類等により確認する。	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾ ⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -2個別工事フロー参照)	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		処理能力	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が  以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ③屋根防水工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	施工後のアスファルト防水層の外観を目視又は関係書類等により確認する。	施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ④建具工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	扉及び可動ガラリの外観を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラリに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉の強度部材及び可動ガラリの材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の強度部材及び可動ガラリの材質、形状が別表ト-4-1-1のとおりであること。
		寸法	扉及び可動ガラリの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラリの形状及び寸法が図ト-4-1-9～図ト-4-1-11のとおりであること。
	検査4-2	外観	設置後の扉及び可動ガラリの外観を目視又は関係書類等により確認する。	設置後の扉及び可動ガラリの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉及び可動ガラリの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラリの配置が図ト-4-1-9のとおりであること。
員数	扉及び可動ガラリの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1、可動ガラリの員数が2であること。		
a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー参照)	検査5	外観	第5廃棄物貯蔵棟の外観を目視又は関係書類等により確認する。	第5廃棄物貯蔵棟の外観が図ト-4-1-4のとおりであること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ケーブル	検査5	材料	屋内に使用するケーブルの種類及びその敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	難燃性ケーブルであること及び金属管に収容されていること。
d. 第2廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-d-1 個別工事フロー参照)	検査6-1	外観	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていることを目視又は関係書類等により確認する。	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
 (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

○第5 廃棄物貯蔵棟及び第5 廃棄物貯蔵棟に設置する設備・機器

[12.1-B1]

第5 廃棄物貯蔵棟は、溢水源がない設計とし、溢水発生のおそれはない。

第5 廃棄物貯蔵棟内における溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。

閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び没水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

(a) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。

(c) 閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-3)

溢水の影響拡大防止対策として、第1種管理区域内においてウランを飛散させないため、ウランを取り扱う設備・機器の没水や被水を防止するとともに、外部からの溢水の侵入による第1種管理区域内の溢水量の増加を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

(b) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内における溢水の拡大防止対策、粉末状のウランを取り扱う設備・機器からのウランの飛散、流出防止対策を施す。

(記載No. 11-4)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(a) 第1種管理区域内の溢水が、第1種管理区域から外部へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の境界部分の扉については、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰等を設置する。

(記載No. 11-6)

○第2 加工棟、緊急設備 堰、密閉構造扉

[12.1-B2]

第2 加工棟に溢水防護区画を設定し、第2 加工棟の第1種管理区域から外部へウランを含む溢水の流出及び外部から第1種管理区域に溢水の流入を防止する。溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する

構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。第2加工棟内における溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。

なお、閉じ込め機能の喪失を防止するための、気体廃棄設備 No. 1（電気・計装盤を含む）の没水、被水防止対策については、次回以降の申請で適合性を確認する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(b) 第1種管理区域内の液体廃棄設備の貯槽類その他の溢水が施設外へ漏えいすることを防止するため、第2加工棟第2廃棄物処理室及び通路並びに第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設ける。

(記載No. 11-7)

○第2加工棟

[12.1-B2]

第2加工棟の第1種管理区域の境界部分の扉には、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、外部への溢水の流出を防止する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(c) 溢水の拡大を防止するため、建物の上階から下階への配管貫通部をシールする。

(記載No. 11-8)

○第2加工棟

[12.1-B2]

第2加工棟の上階から下階への配管貫通部には、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止する設計とする。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

○第5 廃棄物貯蔵棟及び第5 廃棄物貯蔵棟に設置する設備・機器

[12.1-B1]

第5 廃棄物貯蔵棟は、溢水源がない設計とし、溢水発生のおそれはない。

第5 廃棄物貯蔵棟内における溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。

閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び没水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

- (a) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。
- (c) 閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-3)

溢水の影響拡大防止対策として、第1種管理区域内においてウランを飛散させないため、ウランを取り扱う設備・機器の没水や被水を防止するとともに、外部からの溢水の侵入による第1種管理区域内の溢水量の増加を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

- (b) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内における溢水の拡大防止対策、粉末状のウランを取り扱う設備・機器からのウランの飛散、流出防止対策を施す。

(記載No. 11-4)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

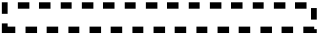

- (a) 第1種管理区域内の溢水が、第1種管理区域から外部へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の境界部分の扉については、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰等を設置する。

(記載No. 11-6)

○第2 加工棟、緊急設備 堰、密閉構造扉

[12.1-B2]

第2 加工棟に溢水防護区画を設定し、第2 加工棟の第1種管理区域から外部へウランを含む溢水の流出及び外部から第1種管理区域に溢水の流入を防止する。溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する

構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部には、に規定する以上の水密性を有する密閉構造扉（エアタイト扉（PAT仕様））、建物と扉の間隙間にパッキンを挟み込んだ上でボルトにより固定した密閉構造扉（大型搬入口扉）、又は没水水位より高い堰を設置する。

鋼製のエアタイト扉（PAT仕様）及びコンクリートを内部に充填した鋼製の大型搬入口扉は、溢水時に想定される水位により発生する水圧に十分耐えられる強度を有している。そのため、溢水時に想定される水位により発生する水圧による扉の変形は水密性に影響を与えない。

第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。第2加工棟内における溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9に示す。

なお、閉じ込め機能の喪失を防止するための、気体廃棄設備 No. 1（電気・計装盤を含む）の没水、被水防止対策については、次回以降の申請で適合性を確認する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(b) 第1種管理区域内の液体廃棄設備の貯槽類その他の溢水が施設外へ漏えいすることを防止するため、第2加工棟第2廃棄物処理室及び通路並びに第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設ける。

(記載No. 11-7)

○第2加工棟

[12.1-B2]

第2加工棟の第1種管理区域の境界部分の扉には、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、外部への溢水の流出を防止する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(c) 溢水の拡大を防止するため、建物の上階から下階への配管貫通部をシールする。

(記載No. 11-8)

○第2加工棟

[12.1-B2]

第2加工棟の上階から下階への配管貫通部には、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止する設計とする。